

平成25年夏の交通事故防止県民運動 7月20日(土)～8月20日(火)

「はい！どうぞ ゆずる気持ちに いい笑顔」

夏の解放感、暑さや行楽の疲労などによる交通事故の多発が懸念されるため、県民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に夏の交通事故防止県民運動を展開します。

子どもと高齢者の交通事故防止

- ◎道路を横断するときには、自分の歩く速さと車両のスピードを考慮し、左右の安全をよく確認してから渡ろう。
- ◎薄暮時や夜間に交通事故が多発していることを認識して、外出の際は明るく目立つ色の服装の着用、反射材を着用しよう。
- ◎運転者の方は、子どもや高齢者の方を見かけたら、その行動に十分注意し、減速・徐行・一時停止するなどの思いやり運転に努め、薄暮時や夜間にはライトの早めの点灯や、こまめな上下切り替えによる上向き活用を心がけよう。



飲酒運転・スピード違反・過労運転等の防止

- ◎飲酒運転は絶対にしないという強い信念を持つとともに、二日酔いにならないよう節度を持った飲酒量・飲酒時間を心がけよう。
- ◎制限速度を守り、無理な追い越しはせず、カーブでは減速するなど安全運転に徹しよう。
- ◎レジャーや帰省などの長距離・長時間のドライブでは、過労運転にならないよう十分な睡眠時間をとり、こまめな休憩をとることを心がけよう。



自転車・自動車での携帯電話使用違反の防止

- ◎自動車・自転車等を運転中の携帯電話の使用は、周囲の交通状況に対する注意が不十分になり、大変危険なので、その危険性について話し合い、お互いに注意し合おう。
- ◎運転する前に携帯電話の電源を切る、ドライブモードにするなどして、呼び出し音が鳴らないようにしよう。



<実施機関等>

常陸大宮市交通安全対策推進協議会・大宮地区交通安全協会

常陸大宮市交通安全母の会連絡協議会・大宮地区安全運転管理者協議会・大宮警察署

問 本庁 安全まちづくり推進課安全まちづくり推進G ☎52-1111 内線114

事業主の皆さんへ 「若年者・非正規雇用労働者」の採用・人材育成を支援します！

厚生労働省では、若年者・非正規雇用労働者の雇用支援策として以下の事業を新たに実施しています。

【若者応援企業宣言事業】

若者(35歳未満)の採用・育成に積極的な企業をPR

【若者チャレンジ奨励金】

35歳未満の非正規雇用者を、正社員とすることを前提に、訓練(OJT及びOFF-JT)を行う事業主に支給

【キャリアアップ助成金】

有期雇用契約者等のキャリアアップに取り組む事業主に支給

※各政策を活用する際の要件等、詳しくは下記までお問い合わせください。

問 茨城労働局 ☎029-224-6218 ☎029-224-6219

ハローワーク常陸大宮 ☎52-3185